

政治経済学・経済史学会

春季刊行助成規定

[目的]

第1条 政治経済学・経済史学会(以下、学会)は、春季総合研究会の成果が広く発信され続けることを目的として、基金を設置し、春季総合研究会の成果刊行を助成する。

[春季刊行事業と助成対象]

第2条 春季総合研究会の柔軟かつ身軽な企画を保障するために、春季刊行事業は企画者・编者・執筆者の自主性を尊重する仕方で行進することとし、助成は執筆者個人の贈呈・買取行為に対してなされるものとする。

[助成申請]

第3条 春季刊行事業に対して助成を受けようとする编者は、刊行(当該刊行物に記載された出版日)に先だて、執筆者個人の贈呈・買取負担の明記された助成申請書を提出するものとする。

2 理事代表は申請書を精査し、遅滞なく助成額を決定し、编者に通知するものとする。

[助成額の決定方法]

第4条 助成額は、執筆者個人の贈呈・買取負担冊数から、執筆者の属性に対応して以下の各号の冊数を控除した残りの冊数に対して35%の定率で算出する。

①常勤職にある会員：10冊

②常勤職にある非会員：5冊

③常勤職にない者：0冊

[助成総額の上限]

第5条 前条により算出された金額の合計が15万円を超える場合は、助成総額は15万円とする。

2 前項の場合、前条により算出された金額の比率で15万円を執筆者に分配する。

[予約販売]

第6条 学会は出版社と合意のうえで予約販売を受け付けることができる。

2 予約販売を受け付ける場合、その冊数は、编者と出版社の間で合意された贈呈・買取目標に含ませるものとする。

3 学会は予約者氏名を编者・執筆者に通知する。

[基金]

第7条 学会は寄付により春季刊行助成基金を設置し、そこから助成額を支出する。

2 寄付者の氏名は学会誌および学会ホームページに公開する。

[報告]

第8条 学会は通常の会員総会に、各年度の寄附者人数、寄附金総額、助成した刊行事業と助成総額を報告する。

[規定の改廃]

第9条 本規定の改廃は、理事会で決定し、会員総会に報告する。

付則1. 春季刊行助成細則は、理事会が別に定める。

2. 本規定は2011年4月9日から施行する。

3. 本規定は、2010年春季総合研究会「森林破壊の歴史 ―環境問題と循環型社会の可能性―」の成果刊行事業に遡及して適用する。

4. 本規定および細則は、「森林破壊の歴史」を含む3回の春季総合研究会の成果刊行事業に適用してのち、助成率、助成上限額、基金形成方法などについて見直す。

政治経済学・経済史学会

春季刊行助成細則

1. 規定第2条の「執筆者」とは、当該刊行物に収録された論文、コメント、討論記録、はしがき・あとがきなどを執筆し、かつ贈呈・買取負担の発生した者を指す。

2. 助成は執筆者個人に対してなされるが、助成事務を簡素化するために、編者と出版社の計算により助成後の負担額が執筆者個人に請求されることを確認して、学会は助成総額を出版社に対して支払うことができる。

3. 助成申請書には所定の書式に以下の項目を記載し、書籍単価、執筆者の買取単価、贈呈・買取目標の記された出版社との契約書ないし覚書を添付することとする。

①執筆者の氏名

②執筆者の所属

③執筆者の属性(規定第4条)

④執筆者各人の贈呈・買取負担冊数

4. 出版社に代行させる贈呈発送業務で執筆者に請求される送料は助成対象としない。

5. 規定第4条の執筆者の「属性」は当該刊行物に記載された出版日時点のものとする。

6. 「常勤職にある者」には学術振興会の特別研究員を含める。

7. 規定第5条に定める予約販売は非会員からも受け付けることができる。

8. 予約販売を受け付ける場合、編者および執筆者は、学会より通知された予約者を当初の贈呈リストに追加し、また当初の贈呈リストから除外することができる。ただし、予約者以外を当初の贈呈リストから除外することはできない。贈呈リストに追加された者に対しては予約販売は行わず贈呈扱いとする。

9. 寄付者で匿名を希望される場合は、公開に際して「匿名希望何名」と表記する。